

○守谷市地域福祉推進委員会設置要綱

平成25年2月27日

告示第8号

改正 平成27年1月13日告示第3号

改正 平成28年3月9日告示第14号

改正 平成31年1月30日告示第7号

(設置)

第1条 守谷市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び守谷市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の円滑な推進を図るため、守谷市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進行管理に関する事項
- (2) 計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 活動計画の進捗状況の把握に関する事項
- (4) 計画及び活動計画の施策の推進のための支援策の検討
- (5) その他計画及び活動計画の推進のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 活動計画実行委員長又はまちづくり協議会の福祉担当の代表者
- (2) 守谷市社会福祉協議会の代表者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 守谷市自治会連絡協議会の代表者

- (5) 守谷市PTA連絡協議会の代表者
 - (6) 守谷市ボランティア協会の代表者
 - (7) 守谷市民活動連絡協議会の代表者
 - (8) 守谷市協働のまちづくり推進委員会の代表者
 - (9) 守谷市保健福祉審議会の代表者
 - (10) 守谷市シニアクラブ連合会の代表者
 - (11) 障がい福祉団体の代表者
 - (12) 児童福祉団体の代表者
 - (13) 市長が特に必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議の招集は市長が行うものとする。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決すところによる。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第7条 推進委員会は、会議の議事録を作成し、これを公開する。

(謝礼)

第8条 市長は、委員に対して、1日につき5,000円の謝礼を支給する。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、守谷市保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成25年2月27日から施行する。

2 守谷市地域福祉計画策定委員会運営要綱(平成22年守谷市告示第82号)は、廃止する。

附 則(平成28年守谷市告示第14号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の守谷市地域福祉推進委員設置要綱第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後新たに委嘱する委員について適用する。

附 則(平成31年守谷市告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の守谷市地域福祉推進委員会設置要綱第3条第2項の規定により推進委員会(以下「旧委員会」という。)の委員に

委嘱されている者は、この告示の施行の日に改正後の第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。